

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案参照条文

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百一十七号）（抄）

（障害年金及び障害一時金の額）

第八条 障害年金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に四、〇〇六、一〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	五、七二三、〇〇〇円
第二項症	四、七六九、〇〇〇円
第三項症	三、九二七、〇〇〇円
第四項症	三、一〇八、〇〇〇円
第五項症	二、五一一四、〇〇〇円
第六項症	二、〇三三、〇〇〇円
第一款症	一、八五三、〇〇〇円
第二款症	一、六八六、〇〇〇円
第三款症	一、三五二、〇〇〇円
第四款症	一、〇八九、〇〇〇円
第五款症	九六一、〇〇〇円

2 前項の場合において、特別項症から第六項症まで又は第一款症に係る障害年金の支給を受ける者に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父、母、孫、祖父又は祖母（以下この条において「扶養親族」という。）があるときは、配偶者にあつては、十九万三千二百円を、配偶者以外の扶養親族にあつては、扶養親族が二人までのときは一人につき七万二千円（当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がいないときは、そのうち一人については十三万二千円）、扶養親族が三人以上のときは十四万四千円（当該障害年金の支給を受ける者に配偶者がいないときは、二十万四千円）にその扶養親族のうち二人を除いた扶養親族一人につき三万六千円を加算した額を同項の年金額に加給する。ただし、その扶養親族が障害年金を受ける権利を有するとき、又は妻以外の扶養親族が次の各号に掲げる条件に該当しないときは、この限りでない。

- 一 夫については、障害の状態にあつて、生活資料を得ることができないこと。
- 二 子及び孫については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時（その権利を取得した後その者の子として出生した者については、その出生の当時）から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にし、かつ、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて配偶者がいないか、又は障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと。

三 父、母、祖父及び祖母については、障害年金の支給を受ける者がその権利を取得した当時から引き続きその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にし、かつ、六十歳以上であるか、又は障害の状態にあつて生活資料を得ることができないこと。

3 第一項の場合において、第二款症から第五款症までに係る障害年金の支給を受ける者に妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があるときは、十九万三千二百円を同項の年金額に加給する。ただし、その妻が障害年金を受ける権利を有するときは

、この限りでない。

4 前二項の場合において、一の障害年金の加給の原因となる扶養親族が同時に他の障害年金の加給の原因となる扶養親族であるときは、前二項の規定にかかわらず、その者は、厚生労働大臣の定めるところにより、これらの障害年金のうちいずれか一の障害年金の加給の原因となる扶養親族とする。

5 障害年金の支給を受ける者につき、新たに加給すべき扶養親族があるに至つた場合又は加給の原因となつた扶養親族がなくなり、若しくはその数が減するに至つた場合における当該扶養親族に係る障害年金の額の改定は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から行なう。

6 第一項の場合において、特別項症に係る障害年金の支給を受ける者には二十七万円を、第一項症又は第二項症に係る障害年金の支給を受ける者には二十一万円を同項の年金額に加給する。

7 障害一時金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	金額
第一款症	六、〇八八、〇〇〇円
第二款症	五、〇五〇、〇〇〇円
第三款症	四、三三二、〇〇〇円
第四款症	三、五五九、〇〇〇円
第五款症	二、八五五、〇〇〇円

(障害年金及び障害一時金の額の特例)

第八条の二 前条第一項の規定にかかわらず、第七条第三項から第七項まで又は第十項から第十二項までの規定により支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

障害の程度	年金額
特別項症	第一項症の年金額に三、〇五四、一〇〇〇円以内の額を加えた額
第一款症	四、三六三、〇〇〇円
第二款症	三、六三九、〇〇〇円
第三款症	三、〇〇七、五〇〇円
第四項症	二、三八三、九〇〇円
第五項症	一、九三八、七〇〇円
第六項症	一、五七一、一〇〇円
第一款症	一、四二八、二〇〇円
第二款症	一、二九九、八〇〇円
第三款症	一、〇四五、一〇〇円
第四款症	八四四、六〇〇円
第五款症	七四三、〇〇〇円

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の障害年金の額について準用する。